

平成22年9月秋田市議会定例会提出予定案件

	件名	説明
	「 条 例 案 」 4 件	
1	秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 職員を派遣することができる一般社団法人等の要件を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 職員を派遣することができる一般社団法人および一般財団法人に、その目的、業務の性質等を総合的に勘案して、市が人的援助を行う必要があると認めるものを加える。</p> <p>○施行期日 公布の日から</p>
2	秋田市雄和糠塚地区民間資本活用施設条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 秋田市観光施設再編方針に基づき、雄和糠塚地区民間資本活用施設の一部を廃止するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 雄和糠塚地区民間資本活用施設の面積を9,000平方メートルから5,927平方メートルに改める。</p> <p>○施行期日 平成22年11月1日から</p>
3	秋田市火災予防条例の一部を改正する件 ・住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(平成22年総務省令第86号):平成22年8月26日公布、平成22年12月1日施行)	<p>○改正理由 複合型居住施設用自動火災報知設備を設置した施設に係る住宅用防災警報器等の設置の免除について定めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 住宅用防災警報器等を設置しないことができる場合として、複合型居住施設用自動火災報知設備を設置したときを加える。</p> <p>○施行期日 平成22年12月1日から</p>

4	秋田市地域下水道条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 公共下水道にヴァンベール大平台地域下水道および桜ガ丘地域下水道を接続することに伴い、これらの地域下水道を廃止するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 地域下水道の名称等からヴァンベール大平台地域下水道および桜ガ丘地域下水道を削る。</p> <p>○施行期日 平成22年11月1日から。施行日前になされた処分等に関する経過措置を規定する。</p>
「単行案」 3件		
5	平成22年度秋田市一般会計補正予算（第2号）に関する専決処分について承認を求める件	<p>○災害復旧事業に要する経費を補正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専決処分年月日 平成22年8月20日 ・補正額 45,825千円 ・補正後の一般会計予算額 124,606,195千円 <p>※専決処分した理由 平成22年7月30日ならびに8月14日、15日および17日の豪雨による災害等に要する経費の補正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため</p> <p>※提出根拠法：地方自治法第179条第3項</p>
6	市道路線を廃止する件	<p>○都市計画道路の整備に伴い機能消滅した路線を整理するため、廃止しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃止路線 1路線 216.3m <p>※提出根拠法：道路法第10条第3項</p>
7	市道路線を認定する件	<p>○宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定路線 7路線 延長 531.0m ・認定後の市道総延長 約 1,969Km <p>※提出根拠法：道路法第8条第2項</p>

「 予 算 案 」 4 件

- 8 平成22年度秋田市一般会計補正予算（第3号）の件
- 9 平成22年度秋田市市有林会計補正予算（第1号）の件
- 10 平成22年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第1号）の件
- 11 平成22年度秋田市水道事業会計補正予算（第1号）の件

○資料別紙

「 決 算 認 定 」 3 件

- 12 平成21年度秋田市病院事業会計決算認定の件
- 13 平成21年度秋田市水道事業会計決算認定の件
- 14 平成21年度秋田市下水道事業会計決算認定の件

○資料別紙

「追加提案」

「 人 事 案 」 2 件

- 15 秋田市公平委員会委員の選任について同意を求める件
- 16 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件

○公平委員会委員安田幸男氏の任期満了（平成22年9月30日付）に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの

・任期4年

※提出根拠法：地方公務員法第9条の2第2項

○人権擁護委員堀井道子氏の任期満了（平成22年12月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの

・任期3年

※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項

「決算認定」 1件

17 平成21年度秋田市一般会計および
特別会計歳入歳出決算認定の件